

◎岡山県告示第百六十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十

七第一項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化庁循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

井原市稗原町宇鍋山七三八番の一部、七三九番の一部、七四〇番の一部、七四一番の一部、七四二番の一部、七四三番の一部、七四四番の一部、七四五番、七四六番、七四七番一、七四七番二、七四八番、七四九番一、七四九番二、七五一番、七五二番一、七五二番二、七五三番、七五四番、七五五番、七五六番の一部、七五六番二の一部、七六〇番二の一部、七七三番二の一部、七七三番三の一部、八〇六番一の一部、八〇六番二の一部、八〇七番の一部、八〇八番

二 備考

1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一の区域については、平成三十年二月二十八日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。